

## 木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）策定業務委託仕様書

### 1 委託業務名

木更津市中心市街地活性化基本計画（第2期）策定業務委託

### 2 目的

本業務は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。）に基づき、令和2年3月に内閣総理大臣の認定を受けた「木更津市中心市街地活性化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が令和7年3月に期間終了することから、本市が現行の基本計画において設定した基本方針、目標及び掲載事業などについて検証するとともに、現在の社会情勢及び本市における上位計画を踏まえ、中心市街地の活性化を進めていくため、基本計画に位置付けられた事業の評価を行い、今後の方向性を明確にした上で、第2期木更津市中心市街地活性化基本計画（以下、「第2期計画」という。）の策定に向け、第2期計画に掲げるべき事項に関する調査や資料の収集・作成、提案等を行い、素案を作成することを目的とする。

### 3 履行期間

委託契約締結日から令和6年3月22日（金）までとする。

### 4 委託業務内容

#### (1) 中心市街地の活性化に関する基本方針、目標等の見直し

##### ① 中心市街地の現状に関する統計的なデータを把握・分析

中心市街地の現状に関する最新の統計資料等を基に、基本計画策定時からの推移を含め、現状を分析する。

また、基本構想や都市計画マスタープランなどの上位・関連計画における中心市街地の位置付けの整理を行い、中心市街地の置かれている現状分析を行う。

##### ② 地域住民のニーズ等の把握・分析

中心市街地の活性化に関するこれまでの取組の評価、今後に向けたニーズの把握のため、市民2,000名、民間事業者100者程度（詳細は委託者との協議により決定）を対象としたアンケートを実施する。

受託者は、調査票等の作成・印刷、集計・分析を行う。郵送、回収に係る経費は受託者が負担する。市民アンケートの宛名ラベルは委託者から支給する。

##### ③ これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

基本計画に基づく取組の実施状況、活性化の目標の達成状況等を検証する。

#### ④ 中心市街地の活性化に関する課題、方針、目標等の見直し検討

①～③の調査結果を基に、中心市街地活性化に関する課題を整理し、方針（基本的方向性）、目標、区域等について必要な見直しを検討する。

#### (2) 中心市街地の活性化に関する各事業の見直し検討

前項の調査結果を踏まえ、各事業に関連する現状分析、事業の必要性の見直しを検討する。

また、中心市街地の活性化に関する各事業の見直しに当たり、他都市の事例、各種支援措置に関する情報収集等の支援を行う。

#### (3) 打合せ協議

本委託業務の円滑な履行のため、発注者との間で適時に十分な打合せ協議を行う。なお、記録書は、受注者が作成する。

#### (4) 第2期計画（素案）の作成

(1) 及び (2) の内容を整理し、第2期計画（素案）として取りまとめる。

## 5 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

#### (1) 第2期木更津市中心市街地活性化基本計画（素案）

紙媒体 20部 電子媒体一式  
提出時期：令和6年3月下旬

#### (2) 第2期木更津市中心市街地活性化基本計画（素案）概要版

紙媒体 20部 電子媒体一式  
提出時期：令和6年3月下旬

#### (3) 業務報告書一式（各種調査報告書、分析資料等）

紙媒体 2部 電子媒体一式  
提出時期：令和6年3月下旬

※提出時期はおおよその目安であり、内閣府との協議進捗等により変動する場合がある。

## 6 留意事項

#### (1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### (2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者により貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

#### (3) 守秘義務

受注者は、木更津市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ受注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願を提出するものとする。

(6) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。